OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	榎本武揚と樺太千島交換条約(一) : 大久保外交における「釣合フヘキ」条約の模索
Author(s)	醍醐, 龍馬
Citation	阪大法学. 2015, 65(2), p. 239-272
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75432
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

榎本武揚と樺太千島交換条約（一）

――大久保外交における「釣合フヘキ」条約の模索――

醍醐龍馬

はじめに
第一章　大久保外交と榎本武揚
　第一節　大久保政権と樺太問題
　第二節　榎本武揚の抜擢
　第三節　「釣合フヘキ」条約の模索
第二章　領土交渉の展開と危機
　第一節　日露交渉と台湾問題
　第二節　在外公館と親日派
　第三節　樺太分界をめぐる駆け引き
　第四節　領土交換案と軍艦要求
　第五節　交渉決裂の危機と大阪会議（以上、本号）
第三章　条約締結
第四章　条約の反響
おわりに

（阪大法学）65（2-239）605〔2015. 7〕

はじめに

箱館戦争で敗れた榎本武揚は、敵将だった黒田清隆によって北海道開拓使に登用され、その後、特命全権公使として一八七五年（明治八年）に樺太千島交換条約を締結した(1)。本稿では、特に榎本の役割に焦点を当てながら、国際情勢と国内情勢の両面が絡み合う本条約を検討する。

一八五五年（安政元年）の日露和親条約以来、日露雑居地化が進んだ樺太（サハリン）をめぐっては、日露間で領土問題（樺太問題）となっていた。幕末に訪露した竹内使節団、小出使節団による日露交渉は共に失敗に終わり、問題解決は明治時代に持ち越された。日本側の樺太分界案に対し、ロシア側はウルップ島及びその周辺を代償に、樺太放棄を日本側に迫るようになっていた。殖民競争の結果、日本側の支配地域は樺太南端に限られ、この既成事実を前に留守政府の交渉も失敗した。明治六年政変後に成立したいわゆる大久保政権(2)は、紛争が絶えない樺太問題の解決を最優先課題とし、駐日英国公使パークス（Sir Harry Parkes）や北海道開拓使長官黒田清隆が説く樺太放棄論を採用した。同時に政府は、樺太放棄の条件として、ロシア側から千島列島（クリル諸島）を獲得する方針を決定した。これを基にペテルブルクで交渉した榎本は、北千島の譲渡を渋るロシア側に対しオネコタン島までで妥協することを迫られるも、最終的には千島全島を譲歩させて樺太千島交換条約を締結した(3)（図一参照）。

本条約について清沢洌氏は、戦中の日本外交への批判の文脈で「この条約は日本が欧州強国に対し、兎に角平等の地位に立つて締結したところの最初のものである。即ちそれは安政条約、及び慶応二年の改税約書の改正に乗り出した日本最初の成功といつてもよかつた」と指摘している(4)。その条約内容が、本当に清沢の言う「平等」なものだったかどうかは別としても、本稿の第一章第三節で述べるように、大久保政権が樺太南半分と「釣合フヘキ地」

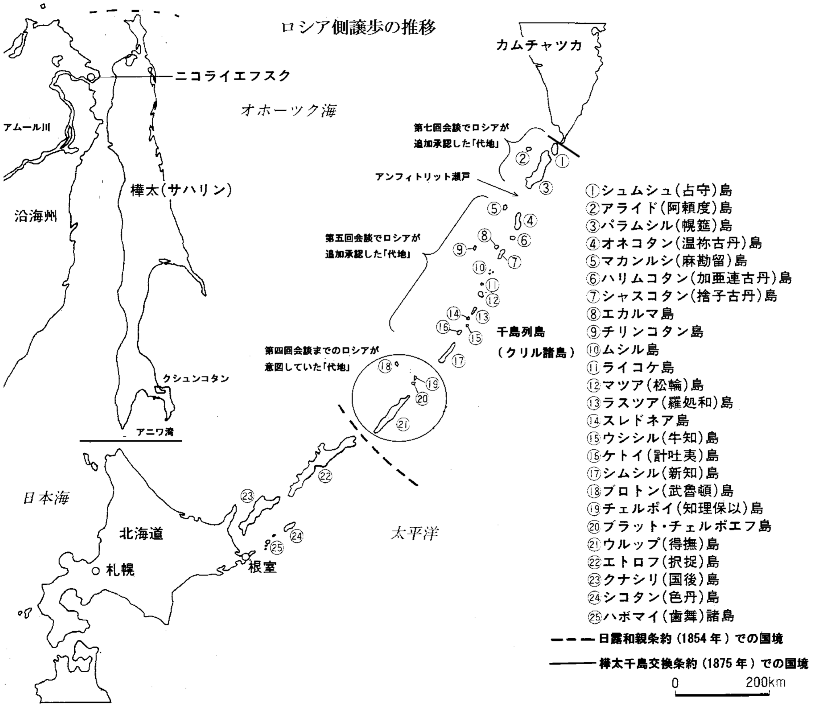

図１『明治ニュース事典　第１巻』（毎日コミュニケーション出版事業部）の図を加筆修正

を千島全島だと見なし、その獲得を追求していたことは事実である。ロシア側から譲歩を得た背景としては、一般的に露土戦争前夜のロシアが、バルカンや中央アジアでトルコやイギリスと対立を深めていたという国際的好条件に恵まれたから、とされる(5)。交渉過程については、イギリス要因を重視して明治初年の日本外交を包括的に分析した石井孝氏らの研究で、朝鮮問題との関係性も交えて検討されている(6)。近年では、麓慎一氏により、千島全島を獲得出来た榎本の交渉が、ロシアをめぐる彼の正確な国際情勢認識に基づいていたことが指摘されている(7)。

このように先行研究が蓄積されてきた一方で、具体的な交渉過程は朝鮮問題以外との関係性も交えては未だ十分に再現されていない。例えば、交渉序盤に日清

戦争の危機にまで発展していた台湾問題との関係性が明らかでない。また、榎本が、訓令を下回る条件を本国に打診していた事実に対する注目度が低く、それをめぐる日本国内での動向や要求拡大に転じていく榎本の心理変化が詳しくは分からない。ロシア側の動向、特に交渉終盤における対日譲歩の政策決定過程も不明で、条約締結への流れが唐突な形で描かれてきた(8)。それゆえ、大久保政権が一八七五年という外征と内乱が巻き起こっている内憂外患のタイミングで、どうして大国ロシアから譲歩を引き出して樺太千島交換条約を締結できたのか、あるいはそこまで拘らなければならなかったのか、という重要な疑問が解消しきれない。

このような問題を解決するために本稿は、条約締結の鍵を握る榎本の動向を中心に据えて、その交渉過程を立体的かつ詳細に再現する。そのために、まず大久保外交全体の中での樺太問題、及び榎本の位置付けを踏まえる。同時に、ロシア側の要因や、多面的な国際関係の変化、及び日本の国内情勢と榎本の交渉過程との関係性も考慮する。本稿では、これらに留意しながら樺太千島交換条約をめぐる榎本の交渉とその意義を、明治六年政変後の国内外の政治状況の中で検討する。具体的な流れは以下の通りである。

第一に、大久保政権における樺太政策の形成過程と、その政策方針が榎本に委ねられていく過程を検討する。具体的には、不穏な国内情勢の中で、大久保政権が国家的威信を落とさない形で早期に領土問題を解決することを追求し、それが人事や訓令作成に反映されたことを示す。その際には、大久保政権における樺太問題の位置だけでなく、大久保派と征韓派、木戸派との対立構造にも留意する(9)（第一章）。第二に、榎本による交渉過程を詳細に跡付ける。具体的には、交渉前半で苦戦を強いられた榎本が、最終的にはロシア側の焦りを読みながら条約締結に至る経緯を明らかにする(10)。その際には、台湾問題や大阪会議との関係性、さらにロシア政府内部の動向や、イギリスの動向、ロシアの親日派の存在も踏まえる（第二章、第三章）。第三に、政府内並びに国内外における条約の評価を

検討し、千島全島を得た交渉結果が、樺太放棄に対する国内の不満解消に繋がったことを示す。[11] その際には、木戸派の反応、イギリスと日本の新聞の関係性、ロシアの新聞による評価などを新たに考慮する（第四章）。以上を踏まえて、樺太問題を解消した榎本による日露交渉を、より幅広い歴史的文脈の中に位置付ける（おわりに）。

なお、史料面では、日英露の刊行未刊行史料を駆使する。[12] これによって、日露関係を日露双方の視点から、かつ英露対立の構造の中で直接的に捉えることが出来る。

第一章　大久保外交と榎本武揚

第一節　大久保政権と樺太問題

明治六年政変は、当初は朝鮮への遣使派遣自体の是非を問うものだったが、最終的にはその時期を問うものに争点が移行した。内治優先論を説く大久保ら内治派は、ロシア兵が樺太在住の邦人を殺害した函泊事件で、日露関係を緊迫化させている樺太問題を持ち出した。具体的には、西郷隆盛ら征韓派が朝鮮問題解決の即行を説く一方で、内治派は朝鮮問題解決を延期し、樺太問題を優先的に解決すべきと反論した。結局、政変は征韓派の下野という形で内治派の勝利に終わったが、その過程で自らなした主張に内治派は縛られることになる。[13]

政変後、内務卿の大久保を中心とした、いわゆる大久保政権が成立した。新政権の「実跡」を欲する大久保は、[14] 樺太問題を「肝要」と見なし、これが未解決のままでは「信義」を貫けず、[15]「旧参議ニ対シ御申訳アルマシ、小臣ニ於テハ決シテ朝ニ立ツ事ヲ得ス」と深刻に考えた。[16] 大久保政権は、政府外に征韓論を唱える不平士族、政府内にも薩摩主導に不満を持つ木戸派、不平士族と呼応しかねない陸軍などを抱えていた。このような状況を踏まえた時、樺太問題の扱い次第では、大久保政権が瓦解しかねないことは想像に難くない。実際、大久保自身も「今日之形勢

四方人身胸々タル事」を痛感し、政権の存続に不安を感じていた[17]。いわば、樺太問題は、この問題の先決を盾にして征韓派を下野させて成立した大久保政権の正当性を揺るがし得る問題だったのである。

もちろん、大久保にとっての外交問題の本丸は、後回しにするとは言え、あくまで朝鮮問題であった。同時に対露外交をめぐっては、征韓派の前外務卿副島種臣のように、征韓時のための中立約束をロシアから取り付けることを優先するのではなく、樺太問題の解決を最重視していた[18]。このような見解の大久保の根底にある国際情勢認識は、大久保が三条実美、岩倉具視に提出したと思われる「征韓論に関する意見書」から窺える[19]。そこには、「外国の関係を論する時は吾国に於て最重大なるは魯英を以て第一とす」とある。大久保は、世界的に対立していたイギリス、ロシアの二国に重点を置いた日本外交を提唱していた。同時に大久保は、両国を油断ならない相手として警戒し、征韓した場合には「恰も鷸蛙相争の形に類し魯は正に漁夫の利を得んとす」と、警鐘を鳴らすのである。同時に、副島のように征韓に際してロシアや清の不干渉の「語或は黙諾」に頼る現実認識の甘さを批判していた。大久保は、このような認識から、中立約束をロシアから取り付けるだけではなく、根本的な樺太問題解消による良好な日露関係構築の必要性を強く感じていたのである。このような差異は、日朝関係の変化が英露をはじめとする多国間関係にいかに影響を及ぼし得るかについての、両者の認識度の差の表れである。

このように樺太問題の優先は、政争の具という側面だけでなく、大久保の国際情勢認識自体にも沿っていた。同時に、これは駐日英国公使パークスの勧告にも適うものだった。北海道までロシアが南進して来ることを恐れていたパークスは、ほとんどの領域が既にロシアに占領されている樺太を放棄して迅速に国境画定するよう、日本側に勧めていたのである[20]。大久保政権としても、朝鮮問題に着手するからには、領土問題で妥協も辞さずに日露関係を早期改善しなければならない。同時に、国内不穏の中、政権維持のために軟弱外交の誹りを受けない条件でこれを

達成しなければならない。大久保政権は、両立困難なこのような二つの要請を、同時に満たして行かねばならなかったのである。

第二節　榎本武揚の抜擢

政変後の大久保は樺太問題の解決を急いだ[21]。対露問題の閣議は早くも政変直後の一八七三年（明治六年）一〇月二九日に行われ、一一月一九日の閣議ではロシアへの使節派遣が決まった[22]。大久保は、離任直前の駐日露国代理公使ビューツォフ（Е. К.Бюцов）に「功名心」からの樺太全島領有志向の強さを見出し、これを避けるべくロシア外務省との直接交渉で「押切候外無之」と判断した[23]。しかし、肝心の交渉方針は、政府内部での意見対立もあり迅速には決まらなかった[24]。

政府内では、大久保の腹心の北海道開拓使長官黒田清隆が樺太放棄論者だった。黒田は、既に一八七〇年には、その殆どがロシアに占領されている状態の樺太の維持が三年と持たないと判断し、翌年の一八七一年には「樺太処分ニ関する三方策」を建議していた。その中で黒田は、日本にとって実益が少ない樺太を放棄し北海道開拓に専念するべき、と樺太放棄を「上策」として勧めた。同時に、樺太分界案については、国境画定後も莫大な軍事費と開拓費を伴う難点から「中策」とした。最後に、雑居維持の場合、最終的にロシアに樺太を占領されると警鐘を鳴らし、これを「下策」としたのだった。黒田は一八七三年九月にも、樺太放棄を再建議している[25]。

一方、政府内には慎重論も根強かった。特に、薩摩系主導の政治に反感を持つ木戸らが樺太放棄に慎重な姿勢であった。木戸は、内治優先論者として大久保とともに征韓に反対してきた一方で、こと樺太に関しては内国に含まれるものとして捉えていた[26]。木戸は、留守政府時代の対露交渉で「カラフトと千島之諸島と取替へ候都合に相

成」っていたことを、黒田から聞かされていた。木戸はここに至って樺太放棄が岩倉使節団外遊中に政府の既定路線になってきていることを悟ったものの、未だそれを受け入れ難い心境だった(27)。

そのような中、伊藤博文が、「魯国へ遣使する要用なる、已にペリウ一条あり(28)、唐太論あり、何れも難論の極と奉存候。唯其人選を如何せん」と言うように、代表使節の人選は対露外交の根底をなす重要な問題だった(29)。既に外務卿寺島宗則は、日露交渉の経緯を熟知していることを理由に、征韓派として下野していた前外務卿の副島を対露交渉の任に推していたが、大久保はどのような任でも副島再任には否定的だった(30)。人選は難航を極め、一八七三年一二月三一日の評議でも方々から「種々異論」が出て決着しなかった(31)。迅速に方針が決まらぬ中、政府内の征韓派の動向は、大久保に樺太問題の解決をさらに急がせた(32)。大久保は自らがロシアに乗り込み直接交渉する意気込みを見せるも、このような国難の時期に内務卿が長期間出張することなど許されるはずも無かった(33)。

そのころ、黒田は大久保に自らの部下である開拓使の榎本武揚を推薦していた。大久保は「迚も今般之使節ハ平凡之人物にては決而任せられ申ましく」と、交渉を有利に進めるには人選が鍵を握ると思っていた。その大久保も黒田の薦めに、「榎本氏ならては外ニ見込之人体も無之」と同調し、樺太問題についての榎本の「旨趣」を探らせた(34)。榎本は、外務卿にロシア側の意向を事前に探らせてはどうかと進言し、今回の任務については「決戦ノ格悟(ママ)ニ無之候てハ迚テモ六ケ敷」とその困難を予想した。旧幕府時代にロシアに幾度か派遣された使節団が交渉決裂したことについても、「全ク無益ニ属し国辱ト罷成ル計ニテ実ニ遺恨千万」と批判的であった(35)。

一八七四年（明治七年）一月一〇日の閣議では、榎本を特命全権公使としてロシアに派遣することが内定した(36)。榎本は、「中々容易御請難相成」という様子だったものの、黒田の説得を前に「遂ニ承服」した(37)。榎本は、領土問題を解消できるならば「人がなんといふともかまはぬ」と、外交的妥協に伴い多かれ少なかれ発生する国内の不満

を、一身に引き受ける覚悟を決めたのである。[38] 岩倉は、榎本の正式任命について「榎本へ御委任之事御尤に存候」と賛同し、当初は副島を推していた寺島も「承知」した。[39] 続けて政府は、榎本を特命全権公使のみならず海軍中将に任命した。それは「武官之方外国ニ対してハ大ニ引受も宜ク各国ニ而も其例も不少」という理由からであり、[40] 当時の海軍の最上位が少将であったことを踏まえると、破格の措置であった。[41] これには、海軍部内に難色が有るとして木戸が反対した。しかし、伊藤が外交のしきたりを説明し、貫禄をつけることの必要を説いたので、木戸も渋々納得したのである。[42]

榎本抜擢を知った駐日英国公使パークスは、「彼は日本において、一八六八年末にミカドの政府に抵抗して蝦夷を獲得し、六ヶ月間それを掌握し続けた反乱者達の指導者としても良く知られています」と、榎本の旧幕臣としての経歴に注目する。さらに、「今度の彼の任命は、彼のかつての誤った行動が完全に不問にふされたか、それが名誉を回復する機会（an opportunity of retrieving his character）として彼に与えられることを意味するものと思われます」と分析した。[43] たしかにパークスが言う今回の「名誉を回復する機会」を活かすことができれば、榎本が新政府で政治的地位を確保することも可能である。それほどの大役であった。それにしても、大久保や黒田がこのような機会を榎本に与えた背景には何が有ったのだろうか。

特命全権公使に起用される以前の榎本の樺太論を明示する史料は、管見の限り見当たらない。しかし、榎本は幕末から、ロシアの脅威に備えるべく、日本の「北門」である蝦夷の開拓の重要性を説いていた。[44] また、条約締結後には、全島領有の好機を窺う雑居維持論について「尚来の時機とは何をいふなるや、又其地の実状、実利も知らぬ者の論と看做し候」と、開拓使時代に目の当たりにしたと思われるロシア領化しつつある樺太の「実状」を理解しながら批判している。[45] また、後述するように樺太放棄論の立場を取って交渉する榎本の報告からは、「虚勢等にて

はとても手に合不申は勿論にて、黒田中将建議の通事の本来緩急と尚来の利害得失を詳算したる上ならては軽挙従事するあたわず」と、黒田の政策理念を共有していたことも窺える。[46] これらを踏まえたとき、樺太問題を早期解消して北海道開拓に専念したい黒田が、自身の政策を成功裏に貫徹するために対露交渉を託すべき人材として、榎本こそが最適だったものと思われる。同時に、黒田の樺太放棄論は、大久保の内治優先論及び国際情勢認識にも沿うものでもあった。

こうした政治的背景に加えて重要だったのが、第一に、国際法など近代外交官としての高い素養、[47] 第二が北方事情についての専門的見識である。榎本の任命について寺島は、「同人は豫て樺太事件ニ精敷欽差之事ニ相成」と述べている。[48] また、パークスも開拓使としての経歴に着目し「榎本氏は、樺太問題について特別な知識（an especial knowledge）を持ち合わせているものと思われます」と本国に報告した。[49] これは、日露交渉の経緯に詳しいからと寺島が推した副島のメリットを打ち消す要素だった。少しでも有利な条件で樺太問題を解消するために「平凡之人物」でない者を探していた大久保にとって、榎本こそがまさに最適任者だった。ここに、政策決定者の大久保利通、政策立案者の黒田清隆、政策実施者の榎本武揚を中心とした樺太問題をめぐる大久保ラインが確立したのである。

榎本抜擢が正式決定された一月一〇日、三条は諸参議が言うように、樺太放棄をするにしても長期の交渉の末に採る「不得止之処置」という形でなければ、天下、後世に申し訳が立たぬ故、その辺で大久保が納得するよう尽力して欲しいと岩倉に求めた。[50] 国内の不満に対する三条の危惧は、もはや樺太放棄を前提にした話になっていた。黒田が推した榎本が抜擢されることで、樺太放棄政策が採用されたも同然との雰囲気になるのは自然だった。駐露英国大使ロフタス（Lord Augustus Loftus）が「問題解決を先送りせずに、サハリンをめぐってロシアとの間で平和的な取り決めに到達するべく賢明に行動するものと私には思われます」と推察するように、[51] 大久保政権は旧来の樺

太維持路線を事実上捨て去り、現実に沿う「賢明」な外交政策に転換したのである。その一方で、不穏な国内情勢と政府内反対派の目は、榎本に課す訓令内容を樺太の情勢と釣り合わない程度にまで引き上げていく。

第三節　「釣合フヘキ」条約の模索

一八七四年（明治七年）一月二一日、寺島は、榎本が進言した通り、横浜のロシア領事館に露国臨時代理公使オラロフスキー（А. Э. Оларовский）を訪ね、ロシア側の意向と千島列島の価値を探った[52]。オラロフスキーは、千島列島の漁場としての価値を説きながら、これと引き替えに樺太を譲渡するのが得策だと寺島に勧めた。寺島は、地図上で「東ノ島ハ何西ノ島ハ何」と尋ねながら、交換対象となり得る島々の情報を収集した。寺島は、ロシア側の確固たる樺太全島領有志向と千島列島の情報を持ち帰り、大久保を中心とした政府内での訓令作成作業に活かす。

一月二八日、訓令作成に参加していた三条実美は、病気を理由に廟議を欠席し続ける木戸に、現在、伊藤や寺島に取り調べをさせているが、木戸の意見も聞きたいと要望した。さらに、後に朝鮮問題が控えている事情もあり、二月中旬には榎本を出発させたい旨を述べ、樺太問題は「尤も重大事件に付、一両日中参朝有之、評議有之度候」と木戸の参加を強く促した[53]。三条は二月三日には「尤樺太談判も余程之時月は相掛り可申と存候に付、方今之形勢如何変遷候哉は不可知候」と、長期に亘ると思われる交渉中の情勢次第で実現可能な内容が変動しうることに悩んでいる。しかし、「兎角廟議之所在は判然不仕而は不都合と存候事に候」と、大枠の基本方針を示すためにも訓令作成を急いだ[54]。二月六日には、前月一四日に赤坂喰違の変[55]で負傷し公務から退いていた岩倉が、「兼而樺太之儀は一嶋乍ら必世論も可生に付而は、得失之上に而捨るは捨、可得は得ると着目有之度事に存候」と、「世論」に配慮しながら慎重に代償を検討するよう、大久保に忠告している[56]。岩倉は「唐太島彼ニ与エ而シテ我人民如旧漁業云々、

後害イカン、他ニ得ヘキ物ナキカ」との胸中だった[57]。

三月五日、ついに交渉目標を記した訓令「樺太問題ニ関スル露国政府トノ談判ニ於テ遵守スヘキ箇条指令ノ件」が榎本に下された[58]。訓令は、まず、第一款で樺太分界という選択肢を榎本に与えている。しかし、これまでの交渉経緯を見ても、この内容は既に非現実的だった。そこで、第二款では「樺太全島ノ殆ト半島ハ（即チ西ハ『ウシヨロ』東ハ『シツカ』ニ至）、現ニ我国官吏ヲ遣シ置キテ支配セリ。今、全島ヲ魯国ノ有ト為スニ於テハ、魯西亜、右ニ釣合フヘキ地ヲ我ニ譲ルベシ」と、樺太の南半分と「釣合フヘキ地」との交換が指示されている。その具体策が、第三款にある「『ウルップ島』ヨリ『カムサッカ』ニ連ナル『キュリル』諸島ヲ以テ樺太島ノ代地トシテ受取ルヘシ」というものだった。すなわち、千島全島と樺太の交換である。しかし、落とし所だったこの第三款の内容ですら、第二款に言う「樺太全島ノ殆ト半島」が日本側の支配下にあることを前提にした交換条件であり、南端部しか支配できていない状況では、極めて難しい内容と言える。実際、既に一八七〇年の段階で、パークスは、日本の手中に残る樺太南端の面積は、ウルップ島とその周辺に等しいとして、これと交換するよう日本側に勧めていた[59]。また、副島時代の交渉でロシア側が譲歩して提案した範囲ですら、オネコタン島までに留まっていたのである[60]。訓令は、さらに漁業権や樺太の不動産に対する賠償金などの副次的利益の獲得も指示する。岩倉が「世論」に配慮するよう忠告していたように、より良い条件で樺太問題を解決しなければ国内の反発を招き、大久保政権に打撃を与えかねないことは容易に推測できるところであったろう。

この訓令を与えられた榎本は、交渉中に「樺太境界談判の儀可成丈け皇国の声価と実利に注意して其目的を達せんため」と、述べている[61]。ここからは、榎本が「皇国の声価」すなわち国家の威信を落とさないように、この訓令内容の達成を目指していたことが窺える[62]。未だ西欧諸国と対等に外交をしたことがない日本にとって、ロシアとの

間に「皇国の声価」を落とさない条約が締結できれば、アジア諸国に対する外征や砲艦外交に劣らない国威発揚の効果が期待できる。大久保政権は、当時の日露の国力差の中で、樺太の南半分と「釣合フヘキ地」を千島全島だと見なし、これを獲得することで、言わば「釣合フヘキ」条約を日露間に達成することを目指したのである。しかし、これ以後発生する日清関係の思わぬ悪化は、樺太問題の交渉にも想定外の影響を及ぼすことになる。

第二章　領土交渉の展開と危機

第一節　日露交渉と台湾問題

大久保らは、樺太放棄の方針が事実上確定して以降、代償選定作業と平行して台湾問題に着手していた。政変後動揺が続く兵士や征韓派の動向に危機意識を抱いていた大久保は、政変の揺り戻しを避けるためにも、一気に朝鮮問題や台湾問題を片付けていかねばならなかったのである(63)。一八七四年（明治七年）二月六日、大久保政権は国内の不平士族等の反政府的気運を鎮めつつ、諸外国の干渉を買わない程度の限定的な台湾出兵の方針を閣議決定した(64)。国際関係への刺激を最小限に留めるこの政策決定は、榎本の日露交渉にも影響が出ないはずだった。三月一〇日に榎本がロシアに出発すると、岩倉は佐賀の乱平定のために東京を留守にしていた大久保に「榎本魯国公使奉命、先日出帆渡航相成申候、此一事ハ御安心慮可被下候」と書いた(65)。国難が山積みの状態だったものの、佐賀の乱の鎮圧、台湾問題の方針決定、樺太問題の軌道入り、と順調に進んでいるかに見えた。

しかし、大久保の留守中に、西郷従道らは薩派不平士族を連れ出す為に、台湾植民地化を見据えた強硬な台湾出兵を強行した。この方針転換には、大久保の限定出兵論に理解を示していた木戸も憤り下野してしまう(66)。七月九日、黒田は、日清戦争に発展する可能性と、背後からのロシアの脅威を危惧し、素早く外交交渉に移行することを建言

し、その線で対応する方針となった[67]。こうして対露交渉は、台湾をめぐる対清交渉と同時進行していくことになった。同時に、日本外交にとって、この時点での最重要課題は対清外交であり、対露外交は副次的な存在に低下していた[68]。六月にペテルブルクに着任した榎本も、日清関係の緊迫化に最大の関心を払っていた。八月二九日、榎本は黒田に対して「琉球嶋所領の名義ヲ我に取る位のところにて潔く引上ケタラハ、天下ノ為に悪民ヲ刈盡シタル名誉ハ我方ニ期スベシ」と、琉球の日本帰属化を明確にする程度に留めて、台湾から撤兵すべき旨を書き送っている[69]。

九月一四日から始まった大久保自ら乗り込んだ日清交渉は難航し、榎本も「彌支那と戦争ニ相成候ハバ実ニ国家之一大事、たかみでけんぶつは心ならぬ事ニテ候」と、その危惧を大きくするに至る[70]。この間、日露交渉は領土交渉に入らず停滞していた。榎本はその理由について、外務省アジア局長ストレモウーホフ（П. Н. Стремоухов）の不在を挙げるのみならず、「台湾一条結局相済不申間は右談判に多少『インダヤレクト』の感じ可有之候」と、混迷する台湾問題との関連性にも言及している[71]。榎本は、一〇月二六日には「タイワン一条も未だ大久保のおふせつ方附不申候由、師わ好ましからず、無事は国家のためなり」と日清戦争回避を強く願ったが[72]、既に一〇月二三日には交渉決裂の憂き目を見ていた[73]。これによって、日清関係は最大の危機に陥った。一〇月二七日、明治政府の主力艦である東艦沈没の報を聞いた榎本は、軍艦不足を心配し、戦争になった場合には、自らイギリスやオランダに赴き「相当の船」を調達する用意があると意気込む[74]。日清間で戦争が起きれば、もはや榎本は、対露交渉を放り出してでも軍艦の買い付けに動こうとし始めていたのである。

その最中、ロシアは日本に清国と戦争するよう煽り立て、清国にも一歩も引かぬよう助言していたという[75]。岩倉は、各国の中でロシアのみが清国との開戦を勧めることに対して、「畢竟魯国ハ自国ノ為ニ別ニ謀ル所有之」と、裏の意図を怪しんでいる[76]。台湾問題に関するロシア側のこのような姿勢は今に始まったものではない。ビューツォ

フは、かつて副島との交渉中に書いた報告書で「我々は、サハリンに関する我々の要求に彼らが反対しないようにするために、彼らに南に獲得〔領土獲得〕を模索するよう奨励するのが良いでしょう」と述べている。[77] このようにロシアは、樺太問題をめぐる対日交渉を有利に進めるべく、日露交渉における日本の立場を不安定化かつ弱体化させる日清関係のさらなる悪化を望んでいたようである。しかし、駐清英国代理公使が、戦争による東アジア市場の荒廃を恐れ、調停に動いていた。その結果、辛うじて一〇月三一日に協定が結ばれ、日清開戦の危機は回避された。[78] このような日清戦争の回避は、日露交渉の重要度を再浮上させた。[79] 同時に、日本側が二正面戦争回避のために樺太問題で必要以上の早期妥協を迫られることもなくなり、日露交渉における榎本の立場は安定したのだった。

第二節　在外公館と親日派

榎本は、台湾問題で日露交渉が停滞している間に、「可成丈け嶋上におゐて境界相立度心組を以て」ロシア極東に関する情報を、現地の書物から収集していた。[80] 新設された日本公使館には、榎本公使以下、一等書記官の花房義質、さらにロシア語に長けた市川文吉や志賀親朋らがいた。加えて榎本は、外交顧問に「適当之人物」として、旧幕時代の恩師ポンペ（Pompe van Meerdervoort）をオランダから招聘し、[81] さらに当地在留の日本人留学生もスタッフに組み込んだ。特に榎本は、後に外相となる西徳二郎について「魯国境内之形勢に注目して諸書類ヲモ多く閲せし由、後日必らず不一方御役ニ立可申」と、ロシア通としてのその将来性を買う。榎本は、西以外の留学生についてもその言語力に「中々感心」し、彼らを公使館附書生に任じ、日本公使館を情報収集の拠点にしていった。[82]

一方、榎本は交渉に先立ってロシア側の要人とも積極的に交流し、現地に人脈網を構築した。榎本は皇帝の覚えが目出度かっただけでなく、海軍総裁コンスタンチン大公（Константин Николаевич）からも「ていねいのあつか

い」を受けていた(83)。帝政ロシアのような専制国家との外交では、このような最高権力者との信頼関係が、特に重要だったであろう。なお、榎本がロシア海軍と交流を深めたことについて書記官の花房は、「蓋し我公使海軍之人なれハ如此に於てハ別ニ交際都合よき事あり」と、榎本の出自がロシア海軍との接近を容易にしていると見る(84)。

榎本ら日本公使館のメンバーが特に親しく交流を深めるのが、日本ゆかりの人物達である。元箱館領事のゴシケーヴィチ（И. А. Гошкевич）や、幕末にロシアに渡りロシア外務省アジア局の翻訳官になっていた橘耕斎らが日本側と早々に接触を取っていた(85)。さらに、榎本にとって最も頼りになったのが、海軍関係者で来日経験がある海軍大将プチャーチン（Е. В. Путятин）と海軍中将でかつ交通大臣を務めるポシェット（К. Н. Посьет）だった。榎本は、「『プーチャチン』（以前長崎・下田へ来りし魯将）『ポシェット』氏等とは格別懇意にて度々往復いたし候」と書いている(86)。彼らは、榎本が慣れない土地で活動する上で「頗ル都合宜敷」存在となっていた(87)。

榎本は、プチャーチンと樺太問題をめぐって私的に度々会話している。そのときの様子を榎本に言わせれば、「当国海軍大将『プーチャチン』氏は、魯政府樺太全嶋を望むの挙を以て不可とし常に曰く、此事特に日本国に対して不平を抱かしむる而已ならず、其実魯政府の経済をも并せて害する而已にて更に益なきを知らざるは、当初『ムラビヨフ』氏の惑によつて起れる者なり云々」とのことだった(88)。ここからは、ロシア政府内で樺太全島領有志向が有力であることと、それが日本開国期の東シベリア総督ムラヴィヨフ（Н. Н. Муравьёв）の考えに端を発しているという内部事情が、プチャーチンから榎本に伝わっていた事実が確認できる。同時にプチャーチンが、ロシア側が樺太全島領有政策を貫けば、日本人に不平を抱かせるだけでなく、益が少ない樺太の経営が国庫を圧迫してしまう、と危惧していたことも分かる(89)。

一方、榎本が「旧友之如く」とまで評するポシェットは、一八七二年にも来日しており(90)、その考え方は翌一八七

三年に海軍大臣に提出した樺太問題に関する覚え書きから深く知ることが出来る。[91] 覚書の中でポシェットは、帝都から遠く離れ人口が極端に少ないロシア極東沿海地域の開発、財政状況などが芳しくないとの現状報告をする。一方、この脆弱なロシア沿海地方の近隣国家である清国と日本は近年大きく発展し、「隣のロシアの地方をはるか後方に抜き去ってしまいました」と書いた上で、隣国の発展に取り残された沿海州に対する危機意識を示す。このような意識からポシェットは、樺太や沿海州の繁栄のために、近隣国との良好な関係が必要不可欠だと主張する。そのためには、日本との交流を促進するためにも、樺太島上に国境線を引くことが最も望ましい、というのである。たしかに樺太を分割すると、宗谷海峡を日本に抑えられるが、それは日本がロシアの味方である限り全く問題ないことである、と言う。そして、「たとえこの国家が敵国側にいるとしても、島のかなりの大部分を有する我々が、論争になっている小さな箇所を占領するのはいつでも容易いことでしょう」と、戦時に入った場合は、戦力に勝るロシア側が日本に属する南端部を攻めとり宗谷海峡を抑えてしまえば済むことである、と分析した。

ポシェットはロシアが取り得る選択肢を皮肉交じりに問いかける。「政府が今後しなければならないことは、日本に属している島の南端を占領すること、これによって、間違いなく太平洋海域で極めて重要な役割を果たすであろう、対岸にいる隣人を刺激するのか、あるいはまた、最初の戦争（первая война）〔来るべき最初の戦争〕まで、島の先端を放棄し、島の四分の三を有したまま、沿海地方の発展のためには歩み寄ることがただ有益であると考えて、人民〔日本人〕と友好的な関係の中に留まるのか、です」と。そして、明治政府の東アジア政策にも精通していたポシェットは、「日本の新政府の現在の方針、つまり最初の活動のひとつが琉球諸島の奪取、その後は台湾の一部を得ようとし、朝鮮への出征準備もしています。こうした志向のもとでは、世紀の四分の三にわたって彼らの所有物であった島の土地に関して、交渉の成功を期待することは難しいでしょう」と、樺太全島領有論を悲観視し

て本論を閉じている。

このようにプチャーチンとポシェットは、ともにロシアによる樺太全島領有に否定的な対日融和論者であった。その背景には、自身の特殊な経験に基づく個人的な親日感情も当然あろう。しかし、それだけではなく、プチャーチンが言う樺太経営の財政的負担、ポシェットが言う脆弱な沿海州や樺太の発展のために、近年成長著しい日本との安定的関係が必要不可欠だと認識していたことが大きい。極東事情とくに日本の発展を目の当たりにしている者としては、日本と戦争した場合に脆弱な極東ロシアが受ける影響を大きく見積もった。その結果、彼らは対日関係の維持を最優先に考え、前述のように榎本と交流し、各種の情報を提供した。彼らは政府の重要決定を知り得る最上層の人物であったから、榎本にもたらされる利益は大きい。しかし、もはや親日派の考え方は、ロシアの国論とは程遠かった。樺太での日本の殖民政策が失敗してからは、全島領有の志向がロシア政府内部でいよいよ強まっていたのである(92)。

第三節　樺太分界をめぐる駆け引き

一八七四年（明治七年）一一月一四日、榎本は樺太での殺人事件の処理交渉を経て第四回会談（於ロシア外務省）に臨んだ(93)。その席で榎本は、両国間の争いの原因となっている樺太の雑居状況を廃し国境画定する必要性を述べ、その方法として樺太分界案（訓令第一款）のみを提案した。日本の樺太放棄を前提にしていたアジア局長ストレモウーホフは、樺太を流刑地として「不可欠の要地」であると主張し、囚人の樺太の島上に国境を設けた場合、紛争再発を招きかねない、と全島領有を譲らなかった。これに対して榎本も、「我政府は貴政府の所望に同意して我国民の意に戻り胡乱に我所領地を割て人に与ふる訳には参り不申」と、樺太放棄に対する日本国内の不満への理

解を求めた。ストレモウーホフは、日本人は極寒の樺太を殆ど利用していないと指摘し、この樺太を放棄すれば「代物」も提供する、と説得した。しかし、榎本が「貴国の代物と言わるる者は『ウルップ』及び一、二の小島にて、右は釣合物と謂ふべからず」と機先を制したので、ストレモウーホフは黙って答えなかった。同時に榎本は、樺太問題は実益云々の問題ではなく、国権上の問題として重要だとし、あくまで樺太分界案が日本側の交渉上の「基礎」だと執拗に主張した。ストレモウーホフは、自らが受けた訓令は樺太分界以外に無いとその後も主張する榎本に対して「是迄貴国には右様なる御決心の御心仕向けは、これなかりし事にて候」と、驚きを隠せない。交渉が完全に行き詰まりを見せると、ようやく榎本は、あくまで「拙者の一存」で良ければ、「貴政府の代物と被仰候事をも委細商議」し、その結果を本国に具申することも可能だと打ち明けた。これを受けてストレモウーホフは、「其儀に候は、談判の纏る目的有之候」と安堵し、次回会談では具体的に「樺太島に釣合ふ品」を検討することに決まった。

榎本は、ロシア側が樺太全島領有に拘る理由について、次の三つを指摘する[94]。第一に、極東のロシア海軍にとって、樺太で採掘される石炭が重要であるということ。第二に、ロシア艦が戦時にも自由に通行するために、宗谷海峡の確保が必要であること。第三に、アムール川河口から敵軍がロシア領に攻めのぼることを阻止するために必要な戦略的位置に樺太が存在すること、であった。実際、ムラヴィヨフの後任の東シベリア総督コルサコフ（M. C. Корсаков）などは、日本に樺太南部を割譲した場合、間宮海峡からオホーツク海および太平洋に出るための通路となっている宗谷海峡を、将来的に勢力のある「海洋国家」、すなわちイギリスに奪われかねないと危惧していた[95]。ロシア側にとって樺太は、イギリスとの対抗上、極東ロシアを防衛するための地政学的要地だったのである。

一方、榎本は、西やポンペが、プチャーチン邸などで聞き出してきていたロシア側の内部事情などを元に、「対

馬嶋は常に魯英の夙に属目する所なるは判然にて、『アニワ』港〔樺太南端の港〕の比にあらす」との見解を持っていた。[96] つまり、榎本は、対露国防上の優先順位が低いこの地点を死守している間に、逆に英露が狙う最重要地点を奪われては本末転倒だと、樺太の地政学的意義を相対的に低く考えていた。同時に、「柯太嶋『ヅイ』其他の石炭はこれ〔北海道の石炭〕と抗する能わざるは必然疑を容れず」と、資源の観点からも樺太の価値を低く見積もっている。[97] さらに、その後の報告では、島上に国境線を引いても「紛憂の基」となるので、「良き代物と譲替の方断然得策に可有之」と、まさに樺太放棄論を展開している。[98]

しかし、実際の交渉で榎本が樺太分界に拘ったことは既に見てきた通りである。これについてはストレモウーホフも、「日本公使はサハリン島についての交渉で、島上に境界線を引くことを絶えず要求しながら、強靭な粘り強さ（весьма большое упорство）を見せました」と、外相ゴルチャコフ（А. М. Горчаков）に報じている。[99] 第四回会談でのこのような榎本の姿勢は、彼自身が「先づ嶋上境界の外は訓令無之と申張、同件に付魯政府到底の決議を確と承り置而後、代地代物約束の談判に亘りて利益を我方に取んと兼て見込居たる儀にて候」と述べているように、外交上の駆け引きであった。[100] 三条は、国内向けに樺太領有に拘る姿勢を示す必要性を説いていたが（前述）、榎本は次の会談でより多くの譲歩を得るために、このような戦略を採ったのである。ロシア側は、榎本の頑なな態度を不可解に思い、ビューツォフの後任である駐日露国弁理公使ストルーヴェ（К. В. Струве）に榎本に与えられている訓令の内容の調査を極秘に命じていた。[101]「魯国某役」から外交顧問ポンペを通じて、この極秘電報の写しを入手した榎本は、日本側の手の内を読まれないよう、すぐさま寺島に注意喚起の電報を打電した。[102] 榎本は、次の会談を少しでも有利に進めるべく、訓令内容をめぐる情報戦に神経を尖らせていたのである。

第四節　領土交換案と軍艦要求

榎本は、一八七五年（明治八年）一月二日の第五回会談（於ロシア外務省）で、自分の一存であると断ったうえで、ウルップ島及びその周辺の三小島とロシア軍艦を、樺太放棄の代償として要求した。[103] 軍艦と領土を交換するこの提案は、旧幕府海軍副総裁だった榎本ならではの、訓令外の第三の道だった。榎本は、ウルップ島周辺の「ラッコ猟多き」経済的効果の高い島々のみを受け取り、さらに北の島々は「気候沍寒にして物産多かる間敷に付」、それよりは軍艦を獲得する方が、実益が大きいと判断したのである。[104] またこの軍艦要求は、日清戦争の危機で軍艦欠乏に動揺した当時の日本の状況にも即している。[105] 第五回会談での榎本は、あくまで自分の一存として行動することを宣言しているので、千島全島に匹敵する他の代償の可能性も探ることが出来たのである。

ストレモウーホフは、この想定外の要求に不意を突かれた。榎本が、この程度の要求を認める用意があるかないかを確認しない限り、樺太放棄を前提とした新たな訓令の請求は難しいと述べたため、ストレモウーホフは何隻必要かと尋ねた。これに対して榎本は「それは樺太島の富を精算したる上ならでは定め難く」と即答を避け、軍艦提供の可能性を問うに留めた。これを受けてストレモウーホフは、評議の上、後日返答することを約した。なお、榎本は樺太のクシュンコタンの無関税港化も要求している。これも訓令外の要求であり、領土問題解決後の北海道と樺太の貿易まで見据えた、開拓使としての榎本の関心が反映されている。

逆に、榎本がロシア側の提案について尋ねると、ストレモウーホフは樺太放棄の代償として、アンフィトリット瀬戸以南の千島列島、つまりオネコタン島からウルップ島までを譲ろうと答えた。[106] これに対して榎本は、日本が樺太に持つ炭坑で採れる石炭の有益性を敢えて説き、「雲霧常に深くして渡海に便ならす其上物産に貧敷」千島列島の価値は「樺太の比にあらざるべし」と主張した。その際には、「拙者此件に付実地に研究せし事有之候」と自ら

の地質学的調査の結果を交え、樺太開拓使の調査資料まで持ち出し力説した。逆に、ストレモウーホフはウルップ島、オネコタン島、シムシル島では農業や漁業もできると、千島列島の利用価値を強調した。これに対しても榎本は、千島における火山噴火を報じた『ゴーロス新聞』の記事を引合いに出しながら、ストレモウーホフの見積もった千島列島の価値をできるだけ下方修正し、少しでも多い代償を獲得しようとした。

ストレモウーホフが提示しているオネコタン島までの千島は、副島時代の日露交渉でビューツォフが提示した範囲と同じであった。しかし榎本は、「樺太島の代地として『カムサツカ』迄の諸島御譲可被成御話これありし」と偽りながら、千島全島の譲歩可能性を探った。これに対してストレモウーホフは、狭いカムチャッカ―シュムシュ間の海峡の不都合さを理由に、ビューツォフが千島全島譲渡を提案するようなことは有り得ない、と否定した。つまり、ロシア側にとっての千島列島は、シーレーンとして重要だったのである。そこで榎本は、最北端のシュムシュ島をロシア側に残し、パラムシル島のみの追加譲渡でこの問題を解消できると説得したところ、ストレモウーホフも渋々後日返答すると述べた。これは訓令を下回る条件だったが、榎本は、シュムシュ―パラムシル間の海峡はさらに狭いゆえに、ロシア側は恐らく良い返事をしないであろう、と既に悲観している。榎本はこのような苦境下で、第三の道である軍艦要求について、「魯政府同意致候哉否前定仕兼候」と期待を繋いだ(107)。

第五節　交渉決裂の危機と大阪会議

第五回会談後の一八七五年（明治八年）一月一二日、榎本は日本公使館を訪れたストレモウーホフから、自身の要求に対して厳しい回答を通達された。ストレモウーホフは、榎本発案のクシュンコタン無関税港化については認めた。その一方で、パラムシル島については、アンフィトリット瀬戸がロシア艦船の重要な航路になっているから

という理由で「海軍省其外にても何分不承知に付是又同意難致」と拒否した。さらに軍艦要求についても、評議の結果受け入れられない旨が伝えられた。これには榎本も「軍艦代物不承知の段は遺憾に候」と落胆した[108]。第三の道も絶たれ行き詰った榎本は、もはや軍艦以外の武器を要求するか、オネコタン島までの千島で妥協するかの二択しかない、と一月一五日付で本国に報じた[109]。さらに榎本は、後者の選択肢でよければ交渉が纏まるだろう、と同日付で打電し、本国の指示を仰いだ[110]。榎本は、領土問題解消のために交渉決裂だけは避けたかったのである。

一月一九日、寺島は訓令変更を迫るこの電報に対して、廟儀で二週間検討したい、と打電した[111]。しかし、議論の中心に座るべき大久保は、台湾出兵で下野した木戸を復帰させ政権を強化するべく、大阪会議のために留守だった[112]。一月二六日、黒田は「樺太島談判云々榎本氏より電信ニテ伺越の一条も有之候へ共、是又御帰着迄ト相延置申候、最早御帰程ノ期近故、強テ両大臣公方へ決シテ卒爾ニ御決定不被遊方可然ト御留申上候」と、大久保に書き送った[113]。つまり、黒田が条約の形を変える訓令変更を大久保の留守中に安易に決めないよう、政府中を説得して回ったのである。日本側にとって北千島は、大久保が目指す「釣合フヘキ」条約の実現のために必要なものであった。結局、大久保が不在で近日中に帰りそうにないため、回答期限を四週間に引き延ばす旨が榎本に伝えられた[114]。この間、ロシア側も日本側の動きを探っていた。二月四日、駐日露国弁理公使ストルーヴェが日本外務省を訪ね、「榎本公使より何ぞ申来りしや」と、寺島に探りを入れた。これに対して寺島は、「樺太之御談判ニ取掛りたる旨申来る、其模様ハ不申越、是ハ二カ月前発し之書也」と、榎本からの電報をめぐる政府内の動きをロシア側に悟られ足下を見られぬよう、上手くはぐらかしていた[115]。

二月一八日、大久保が大阪より帰還し、ようやく政府内で議論することが可能な状況になった[116]。二月一九日、榎本に伝えた回答期限の差し迫りに焦る三条は「最早右日数も相立候ニ付、至急何分之返答有之候様外務卿よりも上

陳も有之候間、足下意見之処承り度」と、大久保に催促した。[117] 二月二〇日、大久保は自らの日記に「今朝林大丞寺嶋氏黒田子(ママ)入来条公御入来唐太云々ノ事御談有之」と書いている。[118] ここからは、三条や黒田、寺島らと訓令の変更についての検討が、初めて行われた模様が分かる。大久保との相談を終えた寺島は同日の二月二〇日、榎本へ「ヲンネコタンまでは日本政府に譲り其余を不譲と言ふ凡その訳を報知すべし」と、今更時間稼ぎのような電信を打つ。[119] その日の朝に面会した大久保が、千島全島からの引き下げに慎重な姿勢を見せたことが窺える。ここで榎本の要請を容易に受け入れれば、領土問題は解消出来ても「釣合フヘキ」条約を達成できず政府内外からの反発が目に見えている。逆に榎本の要請を拒否し「釣合フヘキ」条約に拘れば、樺太問題自体が解消できず政権の正当性自体が揺らぐばかりか、樺太をめぐって最悪ロシアと戦う羽目に陥りかねない。このような八方塞がりの状況から、大久保は沈黙せざるを得なかったものと思われる。しかし、このような大久保の悩みも無用となる出来事が起きた。二月二二日、榎本が「御尋の事は一月十五日の手紙届けば分るべし、今よりして新らたに命令有之と唱へ御訓状のケ条を談判すべし」と、次回会談で訓令通りに要求する旨を突如打電したのである。[120] 次章では、榎本が強硬姿勢に転じていった背景及び、条約締結に至る過程を追う。

(1)　榎本の生涯については、加茂儀一『榎本武揚』(中央公論社、一九六〇年)、井黒弥太郎『榎本武揚伝』(みやま書房、一九六八年)を参照。

(2)　一般に明治六年政変後に大久保が内務卿に就任した時点からを「大久保政権」と呼ぶことが通説的である(例えば、勝田政治「征韓論政変と大久保政権」明治維新史学会編『講座　明治維新』四、有志舎、二〇一二年、七八頁)。しかし、「大久保政権」の呼称を使っても、その時期をめぐっては異論もある(佐々木克『大久保利通と明治維新』、吉川弘文館、一九九八年、一九八頁では、政府内外で大久保の評価が不動のものとなった台湾問題終結後からとする)。とはいえ、政権の性

格や、大久保の権力の大小はさておき、明治六年政変後の政府の中心が大久保であったことに変わりはない。その意味で、政権自体を論じる趣旨でない本稿では、便宜的に明治六年政変後の政府を「大久保政権」とする通説的理解を踏襲する。

（3）幕末以来の樺太問題の概略については、秋月俊幸『日露関係とサハリン島――幕末明治初年の領土問題』（筑摩書房、一九九四年）を参照。

（4）清沢洌『日本外交史』上巻（東京経済新報社出版部、一九四二年）、一八七頁。これと類似した指摘は他にも見られる。例えば、下斗米伸夫氏は「考えれば、この条約は日本政府が初めて独自に列強政府と対等の立場で交渉し成功した条約であった」と交渉上の対等性を指摘する（下斗米伸夫「初めて日本を『対等な交渉者』に――樺太千島交換条約の舞台裏」榎本隆充、高成田享編『近代日本の万能人　榎本武揚　1836―1908』藤原書店、二〇〇八年、一二四頁）。また、アメリカ人研究者のレンセン氏も、「一九世紀第三四半期であることを考慮すれば、一八七五年の樺太千島交換条約は決して不面目なものではなかった」と評する（George Alexander Lensen, The Russian Push Toward Japan: Russo-Japanese Relations, 1697-1875, Princeton university press, 1959, p. 446.）。一方、ロシア側の日露関係史研究者ファインベルク氏は、ソ連時代の帝政ロシア批判の文脈ではあるが、「ロシアの利益を犠牲にしたツァーリズムの近視眼的対外政策」との評価をしている（Э. Я. Файнберг, Русско-японские отношения в 1697-1875 гг. Москва. 1960. стр. 284.）。

（5）例えば、時野谷勝「明治初年の外交」『岩波講座　日本歴史一五　近代〔二〕』（岩波書店、一九六二年）、二四一～二四二頁。前掲、加茂儀一『榎本武揚』、二二〇頁。Л. Н. Кутаков, Россия и Япония. Москва. 1988. стр. 185.

（6）石井氏は、朝鮮問題着手を見据えた樺太千島交換条約の日露間における「政治的取引」としての性格を推量している（石井孝『明治日本と東アジア』、有隣堂、一九八二年、二七九頁）。なお、交渉中に樺太放棄の代償としてロシア側から征韓時の中立約束をとりつける構想については、麓慎一「樺太・千島交換条約の締結と国際情勢」明治維新史学会編『明治維新とアジア』（吉川弘文館、二〇〇一年）と、犬飼ほなみ「樺太千島交換条約の交渉――大久保利通の東アジア外交の展開との関係性」明治維新史学会編『明治維新史研究』第二号（有志舎、二〇〇五年）などでも検討されている。

（7）前掲、麓慎一「樺太・千島交換条約の締結と国際情勢」、一四六～一四七頁。

（8）ロシア側で現在でも大きな位置づけを占めるファインベルク氏の研究などでも同様である（Файнберг, Русско-японские отношения в 1697-1875. стр. 281-282.）。

(9)　政府内で慎重論があり樺太問題の方針決定が遅れたことは、既に高橋秀直「明治維新期の朝鮮政策――大久保政権期を中心に」山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』（吉川弘文館、一九九六年）、四三～四四頁でも指摘されている。しかし、訓令作成や人事などにどう影響したかまでは、検討されていない。

(10)　麓慎一氏も、条約の早期妥結を求めるロシア側の意向を榎本が感じていたことを指摘している（前掲、麓慎一「樺太・千島交換条約の締結と国際情勢」、一三一～一三三頁）。本稿では、この焦りの実態をロシア側の史料から裏付けると同時に、交渉中の榎本の心理変化も可能な限り明らかにする。

(11)　秋月俊幸氏の研究でも、日英の新聞による条約評価の紹介はされているものの、その構造や、ロシアを含む多角的な海外の評価は必ずしも十分に明らかにされていない（前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島――幕末明治初年の領土問題』、二三八～二四六頁）。

(12)　先行研究の多くは公文書である『日本外交文書』を使う。しかし、公文書には書かれない外交上の本音を見る上でも、本稿では刊行未刊行の私文書も積極的に併用する。また、日本側史料のみならず、イギリスの外交文書、日記、新聞、さらにロシア側の新聞や海軍省の未刊行文書なども利用する。なお、本稿では史料引用に際して、基本的に新漢字を用いたほか、句読点などを適宜補い、筆者註には〔　〕を用いた。

(13)　明治六年政変については、高橋秀直「征韓論政変と朝鮮政策」『史林』第七五巻第二号（史学研究会、一九九二年三月）、高橋秀直「征韓論政変の政治過程」『史林』第七六巻第五号（史学研究会、一九九三年九月）を参照した。

(14)　一八七三年一〇月二九日付岩倉具視宛大久保利通書簡、日本史籍協会編『大久保利通文書』五（東京大学出版会、一九六八年）、一二五頁。

(15)　一八七三年一〇月二七日付岩倉具視宛大久保利通書簡、同前、一一八頁。

(16)　一八七三年一〇月二八日付岩倉具視宛大久保利通書簡、日本史籍協会編『大久保利通文書』九（東京大学出版会、一九六九年）、二三五頁。

(17)　一八七三年一二月二〇日付岩倉具視宛大久保利通書簡、前掲『大久保利通文書』五、二二六頁。

(18)　前掲、犬飼ほなみ「樺太・千島交換条約の締結交渉――大久保利通の東アジア外交の展開との関係性」、三九～四〇頁。

(19)　一八七三年一〇月付征韓論に関する意見書、前掲『大久保利通文書』五、五三～六四頁。

(20) パークスの樺太放棄勧告については、前掲、石井孝『明治日本と東アジア』、第二章第一節を参照。

(21) 家近良樹「『台湾出兵』方針の転換と長州派の反対運動」『史学雑誌』九二編第一一号（史学会、一九八三年一一月）、六〇頁。

(22) 前掲、高橋秀直「明治維新期の朝鮮政策――大久保政権期を中心に」、四三頁。

(23) 一八七三年一一月一二日付岩倉具視宛大久保利通書簡、前掲『大久保利通文書』五、一四五頁。

(24) 前掲、高橋秀直「明治維新期の朝鮮政策――大久保政権期を中心に」、四四頁。

(25) 黒田清隆の樺太放棄論については、安岡昭男「明治初期の樺太問題と政府要路」『法政史学』第一五号（法政史学会、一九六二年一二月）、一八九～一九二頁、大場四千男「黒田清隆の樺太放棄・北海道開拓論」『北海学園大学経済論集』第二一巻第四号（北海学園大学経済学会、一九七四年三月）などを参照。

(26) 前掲、安岡昭男「明治初期の樺太問題と政府要路」、一八九頁。

(27) 一八七三年一一月二〇日付伊藤博文宛木戸孝允書簡、日本史籍協会編『木戸孝允文書』五（東京大学出版会、一九六一年）、一〇一頁。

(28) ロシア皇帝に仲裁を依頼した、ペルーとの間の国際紛争であるマリア・ルス号事件の裁判が、間もなくペテルブルクで開始されることになっていた。そのため、一八七三年一一月二七日には、特命全権公使を派遣するまでの繋ぎとして、花房義質が臨時代理公使に任じられる。花房は榎本よりも一足早い一八七四年三月にペテルブルクに到着している（拙稿「マリア・ルス号事件をめぐる国際仲裁裁判――日本初勝訴への道」『まちかね法政ジャーナル』第二号、大阪大学法学会、二〇一二年五月、六頁）。

(29) 一八七三年一一月一四日付木戸孝允宛伊藤博文書簡、木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』第一巻（東京大学出版会、二〇〇五年）、二五四頁。伊藤は一八七〇年頃から樺太放棄論者だった（安岡昭男『幕末維新の領土と外交』、清文堂出版、二〇〇二年、八二頁）。なお、留守政府時代の一八七三年二月には、沢宣嘉を特命全権公使として派遣することが決まっていた。しかし、沢は同年一〇月赴任前に病死している（前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島――幕末明治初年の領土問題』、二三〇頁）。

(30) 前掲、犬飼ほなみ「樺太・千島交換条約の締結交渉――大久保利通の東アジア外交の展開との関係性」、四一頁。

(31) 日本史籍協会編『大久保利通日記』二（東京大学出版会、一九六九年）、二二五頁、一九七二年一二月三一日条。
(32) 一八七四年一一月以降は、警保助の坂元純熙が副島から樺太問題は解決済みとの証言を得たとして、前参議連の復職と征韓の断行を三条に強く迫っていた（前掲、家近良樹「『台湾出兵』方針の転換と長州派の反対運動」、六〇～六一頁）。
(33) 井黒弥太郎『黒田清隆』（吉川弘文館、一九七七年）、八六頁。
(34) 一八七四年一月六日黒田清隆宛大久保利通書簡、前掲『大久保利通文書』五、二八四～二八五頁。
(35) 一八七四年一月八日付大久保利通宛黒田清隆書簡、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』三（吉川弘文館、一九六八年）、一三～一四頁。
(36) 前掲『大久保利通日記』二、二二八頁、一八七四年一月一〇日条。
(37) 一八七四年一月一一日付大久保利通宛黒田清隆書簡、前掲『大久保利通関係文書』三、一四頁。
(38) 一八七五年六月二〇日付榎本武揚書簡、加茂儀一編『資料　榎本武揚』（新人物往来社、一九六九年）、二八五頁。
(39) 一八七四年一月三一日付大久保利通宛岩倉具視書簡、日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』五（東京大学出版会、一九六九年）、四九一頁。
(40) 一八七四年一月二日付黒田清隆宛大久保利通書簡、前掲『大久保利通文書』五、三一〇頁。
(41) 当時は川村純義、中牟田倉之助、伊藤祐麿、真木長義の四人だけが少将であり、それ以上の地位の将官は居なかった（前掲、井黒弥太郎『榎本武揚』、二六六頁）。
(42) 井黒弥太郎『埋もれたる明治の礎石　黒田清隆』（みやま書房、一九六五年）、七八頁。
(43) FO. 46/177. No. 47, Parks to Lord Derby, March 16, 1874.
(44) 前掲、加茂儀一『榎本武揚　明治日本の隠れたる礎石』、二七六頁。
(45) 一八七五年五月二三日付山内堤雲宛榎本武揚書簡、写本、「榎本武揚関係文書」（国立国会図書館所蔵）、リール番号二、資料番号六。
(46) 一八七四年一一月二二日寺島宗則宛榎本武揚報告書、外務省編『日本外交文書』第七巻（巌南堂書店、一九九五年）、四四五頁。

(47) 前掲、加茂儀一『榎本武揚』、二一三頁。
(48) 一八七四年三月八日付花房義質宛寺島宗則書簡、寺島宗則研究会編『寺島宗則関係資料集』下巻（示人社、一九八七年）、二九七頁。
(49) FO. 46/177. No. 47, Parks to Lord Derby. March 16, 1874.
(50) 一八七四年一月一〇日付岩倉具視宛三条実美書簡、前掲『大久保利通文書』五、三〇八頁。
(51) FO. 262/254. Encl. in Lord Derby to Parkes No. 79, Loftus to Lord Derby. June 21, 1874.
(52) 一八七四年一月二一日付寺島外務卿ト露国臨時代理公使トノ対話書、前掲『日本外交文書』第七巻、四一八～四二〇頁。
(53) 一八七四年一月二八日付木戸孝允宛三条実美書簡、木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』第四巻（東京大学出版会、二〇〇九年）、一六八頁。
(54) 一八七四年二月三日付木戸孝允宛三条実美書簡、同前、一六九頁。
(55) 一八七四年一月一四日、岩倉具視が宮中より退出後、赤坂喰違坂で征韓論支持の武市熊吉ら高知県士族九名に襲われ負傷した事件。
(56) 一八七四年二月六日付大久保利通宛岩倉具視書簡、前掲『岩倉具視関係文書』五、四九七頁。
(57) 一八七四年二月二日に岩倉に届けられた樺太問題、朝鮮問題に関する三条実美の見込書への岩倉の書き込み、日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』七（東京大学出版会、一九六九年）、四六四頁。
(58) 一八七四年三月五日付榎本武揚宛訓令、前掲『日本外交文書』第七巻、四二〇～四二二頁。
(59) 前掲、石井孝『明治日本と東アジア』、一三九頁。
(60) 同前、二五二頁。
(61) 一八七五年一月一一日付寺島宗則宛榎本武揚意見書、外務省編『日本外交文書』第八巻（巌南堂書店、一九九五年）、一七二頁。
(62) 「実利」は資源などの国益を指す。しかし、榎本は条約締結後に「勿論、日本今般之条約を結ぶは利益を取る為めの趣意ニ無之尚来之紛憂を予め除く趣意なけ(カ)れば、前条記する所ハ只、我国声を落とさずといふ迄之儀御見做可有之候」と述べている（一八七五年五月二三日付山内堤雲宛榎本武揚書簡、写本、「榎本武揚関係文書」、リール番号二、資料番号六）。ここ

から、榎本が交渉中に比較衡量する資源等の国益は、あくまで国家的威信を落とさないために利用する二義的なものであったことが読み取れる。すなわち、「実利」の大小は「皇国の声価」に包含されるものである。

(63) 前掲、家近良樹「『台湾出兵』方針の転換と長州派の反対運動」、六二頁。

(64) 同前、六三～六四頁。

(65) 一八七四年三月二八日付大久保利通宛岩倉具視書簡、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』一（吉川弘文館、一九六五年）、三三六頁。

(66) 台湾出兵をめぐる木戸らの動向は、前掲、家近良樹「『台湾出兵』方針の転換と長州派の反対運動」を参照。

(67) 井黒弥太郎『黒田清隆』（吉川弘文館、一九七七年）、八五頁。

(68) 一八七四年の諸新聞の紙面は、士族反乱と日清関係緊迫化の記事などで埋め尽くされていた（前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島――幕末明治初年の領土問題』、一三九頁）。

(69) 一八七四年八月二九日付黒田清隆宛榎本武揚書簡、「黒田清隆関係文書」（鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵）、北泉社、マイクロフィルム、リール一、一三一。

(70) 一八七四年一〇月一三日付榎本多津宛榎本武揚書簡、「榎本武揚関係文書」、リール番号一、資料番号四-一。

(71) 一八七四年一〇月一二日付寺島宗則宛榎本武揚報告書、前掲『日本外交文書』第八巻、一六九頁。

(72) 一八七四年一〇月二六日付榎本多津宛榎本武揚書簡、「榎本武揚関係文書」、リール番号一、資料番号四-一。

(73) 前掲、石井孝『明治初期の日本と東アジア』、一五八頁。

(74) 一八七四年一〇月二七日付品川弥二郎宛榎本武揚書簡、「品川弥二郎関係文書　その二」（国立国会図書館所蔵）、リール番号一、資料番号一七。

(75) John Vincent, ed., A selection from the Diaries of Edward Henry Stanley, 15th Earl of Derby (1826-93), Offices of the Royal Historical Society, University College London, 1994, p 193, Janualy 31, 1875.

(76) 一八七四年一〇月一五日付大久保利通宛岩倉具視書簡、前掲『大久保利通関係文書』一、三五〇頁。

(77) Российский государственный архив военно-морского флота（далее-РГАВМФ［ロシア国立海軍文書館］）. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4192. Л. 8об. なお、副島の日露交渉については、麓慎一「明治政府の対外政策――樺太・朝鮮・台湾」『東京大学史料編

纂所研究紀要』第二五号（東京大学史料編纂所、二〇一五年三月）を参照。

(78) イギリスによる調停の進展については、前掲、石井孝『明治初期の日本と東アジア』、一六二～一八一頁。

(79) 台湾問題で埋め尽くされていた日本の新聞の関心も、樺太問題に戻って来た（前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島――幕末明治初年の領土問題』、一三九～一四〇頁）。

(80) 一八七四年一〇月一二日付寺島宗則宛榎本武揚報告書、前掲『日本外交文書』第八巻、一六九頁。

(81) 一八七四年五月九日付花房義質宛榎本武揚書簡、「花房義質関係文書」（首都大学東京所蔵）、北泉社、マイクロフィルム、リール三、四六―二。

(82) 一八七四年八月二九日付黒田清隆宛榎本武揚書簡、「黒田清隆関係文書」、リール一、一三―一。なお、西は本人の申し出により自費で留学を続けることになり、正式には公使館のメンバーにはならず影の支援者となる。

(83) 一八七四年七月三〇日付鈴木らく宛榎本武揚書簡、前掲、加茂儀一『資料　榎本武揚』、一七九頁。

(84) 「花房義質日記」（外務省外交史料館所蔵）、一八七四年七月二〇日条。

(85) 犬塚孝明『ニッポン青春外交官　国際交渉から見た明治の国づくり』（日本放送出版会、二〇〇六年）、一〇〇頁。

(86) 一八七四年一二月二〇日付鈴木らく宛榎本武揚書簡、「憲政資料室収集文書」（国立国会図書館所蔵）、一九一―二。当該時期の「花房義質日記」からも、日本公使館員がプチャーチンとポシェットと積極的に交流していたことが分かる（例えば、一八七四年四月三日条、五月三日条、五月八日条、八月九日条など）。

(87) 一八七四年一二月一九日付松本十郎宛榎本武揚書簡、写本（函館市中央図書館所蔵）。

(88) 一八七五年五月八日付寺島宗則宛榎本武揚報告書、前掲『日本外交文書』第八巻、二二八頁。

(89) ムラヴィヨフは、沿海州経営の立場から、アムール河口から太平洋に航行する重要地域に位置する樺太全島の確保を必要としていた。ムラヴィヨフの政策は、後任の東シベリア総督コルサコフにも引き継がれた。これに対してプチャーチンが樺太全島領有に否定的だったのは、彼が樺太を含む日本をロシア領アメリカ経営の中継点として位置づけていたに過ぎず、日露関係を犠牲にしてまで樺太南端も領有するメリットはない、と判断していたからである（麓慎一「日本開国期における帝政ロシアのサハリン島政策」『東京大学史料編纂所研究紀要』第一九号、東京大学史料編纂所、二〇〇九年三月、一二四～一二五頁）。

(90) 榎本は親しくなったポシェットについて「一昨年箱館にて松平〔松平太郎〕ニ手前之事をあれこれと尋ねたる人」と書いている（一八七四年七月三〇日付鈴木らく宛榎本武揚書簡、前掲、加茂儀一『資料　榎本武揚』、二七九頁）。つまり、ポシェットも、箱館戦争で有名だった榎本に以前から関心を持っていたのである。

(91) **РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4492. Л. 46-49.**

(92) 麓慎一「維新政府の成立とロシアのサハリン島政策――プリアムール地域の問題に関する特別審議会の議事録を中心に――」『スラブ・ユーラシア学の構築』研究報告集』第一一号（北海道大学スラブ研究センター、二〇〇六年一月）、一九～二〇頁。なお、アジア局長ストレモウーホフは、榎本が着任した直後の六月にロシア側の意向を探りに来た駐露英国大使ロフタスに対し、日本側に樺太との交換として、千島列島又は償金を提供する用意があると述べている（FO. 262/254. Encl. in Lord Derby to Parkes No. 79, Loftus to Lord Derby. June 21, 1874.）。

(93) 一八七四年一一月一四日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書対話書第四回、前掲『日本外交文書』第七巻、四四〇～四四四頁。以下、第四回会談に関する記述は特に明記のない限り本史料をもとに作成。『日本外交文書』は、第四回会談を実質的な第一回会談として扱っている。それ以前の会談は、函泊事件の処理をめぐる交渉などである。

(94) 一八七四年一二月一九日付松本十郎宛榎本武揚書簡、写本（函館市中央図書館所蔵）。

(95) 前掲、麓慎一「維新政府の成立とロシアのサハリン島政策――プリアムール地域の問題に関する特別審議会の議事録を中心に」、一六頁。

(96) 一八七四年一〇月一二日付寺島宗則宛榎本武揚報告書、前掲『日本外交文書』第八巻、一七一～一七二頁。

(97) 同前、一七二頁。なお、樺太での殺人事件の処理交渉を担当した外務次官ヴェストマン（**В. И. Вестман**）などは、日本にとって樺太南端が有する意義は、漁業のみに過ぎないと見ていた（**РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4492. Л. 141об.**）。

(98) 一八七五年一月三日付寺島宗則宛榎本武揚報告書、前掲『日本外交文書』第八巻、一六八頁。

(99) **РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4492. Л. 167.** なお本史料に榎本に関する記述があることは、麓慎一氏より御教授頂いた。

(100) 一八七五年一月一一日付寺島宗則宛榎本武揚報告書、前掲『日本外交文書』第八巻、一七二頁。

(101) 一八七四年一二月六日付寺島宗則宛榎本武揚報告書、前掲『日本外交文書』第七巻、四四八頁。

(102) 一八七四年一一月二六日付榎本武揚発寺島宗則宛電報、同前、四四八～四四九頁。

(103) 一八七五年一月三日付寺島宗則宛榎本武揚報告書、前掲『日本外交文書』第八巻、一六七～一六九頁。一八七五年一月一一日付寺島宗則宛榎本武揚意見書附属書対話書第五回、同前、一七四～一七八頁。以下、第五回会談の記述は特に明記のない限り、これらの史料をもとに作成。

(104) 一八七五年一月三日付寺島宗則宛榎本武揚報告書、同前、一六八頁。

(105) 八月二〇日、長崎港での暴風雨のため東艦が損傷した。当時、日本海軍の保有する甲鉄艦は東、龍驤の二艦のみだったので、当事者の衝撃は大きかった。軍備が整わない政府は、軍艦を外国に慌てて発注しようとしていた（安岡昭男『明治前期日清交渉史研究』、巌南堂書店、一九九五年、一一二～一一三頁）。東艦沈没の情報は、遅くとも一〇月には榎本の元にも届いている。なお榎本は、ロシア海軍の沈没船引き揚げ技術に関心を示している（一八七四年一〇月二七日付榎本武揚宛品川弥二郎書簡、「品川弥二郎関係文書　その二」、リール番号一、資料番号一七）。

(106) これは、榎本と行き違いに東京に行った駐日弁理公使ストルーヴェが携帯する訓令内容とも同値である。一八七五年二月五日、ゴルチャコフ外相はクラッベ海軍大臣に「江戸に駐在しているわが政府の代表者は交換を前提とするサハリンについての交渉を再開する場合、クリル諸島のうち、ウルップから北へ第四の海峡〔アンフィトリット瀬戸〕までを日本に譲るという案を日本側に提示することを委ねられています」と述べている（РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4492. Л. 157-157об.）。

(107) 一八七五年一月一一日付寺島宗則宛榎本武揚意見書、前掲『日本外交文書』第八巻、一七三頁。

(108) 一八七五年一月一五日付寺島宗則宛榎本武揚報告書、同前、一七八～一七九頁。

(109) 同前、一七九頁。

(110) 一八七五年一月一五日付寺島宗則発榎本武揚宛電報、「樺太千島交換一件　樺太千島交換事情　第二巻」（外務省外交史料館所蔵）、一門四類一項三号―一、アジア歴史資料センター・レファレンスコード：B03041127300。

(111) 一八七五年二月七日付榎本武揚宛寺島宗則書簡、「樺太千島交換一件　第一巻」（外務省外交史料館所蔵）、一門四類一項三号―一、アジア歴史資料センター・レファレンスコード：B03041122500。

(112) 大久保は、一八七四年一二月二四日に東京を発っている。当該期の大久保の動向については、勝田政治『〈政事家〉大久保利通』（講談社、二〇〇三年）、一八四～一八六頁。

(113) 一八七五年一月二六日付大久保利通宛黒田清隆書簡、前掲『大久保利通関係文書』三、一九頁。

(114) 一八七五年二月一九日付大久保利通宛三条実美書簡、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』四（吉川弘文館、一九七〇年）、一一〇～一一一頁。

(115) 「明治八年二月四日於外務省寺島外務卿魯国公使スツルウエ応接記之内」、「樺太千島交換一件　第一巻」（外務省外交史料館所蔵）、一門四類一項三号―一、アジア歴史資料センター・レファレンスコード：B03041122500。

(116) 前掲『大久保利通日記』二、三七七頁、一八七五年二月一八日条。

(117) 一八七五年二月一九日付大久保利通宛三条実美書簡、前掲『大久保利通関係文書』四、一一〇～一一一頁。

(118) 前掲『大久保利通日記』二、三七八頁、一八七五年二月二〇日条。

(119) 一八七五年二月二〇日付寺島宗則発榎本武揚宛電報、前掲『日本外交文書』第八巻、一七九頁。

(120) 一八七五年二月二二日付榎本武揚発寺島宗則宛電報、同前。